



年別 災害別 号業種別	秋田労働局（県内）				秋田労働局（県内）				秋田署管内						
	年間合計				令和2年	令和3年	前年増減		令和2年	令和3年	前年増減				
	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	1月～11月	1月～11月	件数	百分率	1月～11月	1月～11月	件数	百分率			
全業種合計	5	1,088	7	1,087	5	899	6	1,058	159	17.7%	1	331	421	90	27.2%
1 製造業		219	1	191	1	171	2	187	16	9.4%		50		16	32.0%
2 鉱業 (鉱業法適用を除く)		6		2		1		3	2	200.0%		1		0	0.0%
3 建設業	1	209	2	200	1	164	3	210	46	28.0%		47		18	38.3%
土木工事業		68	1	78		67		68	1	1.5%		20		6	30.0%
建築工事業		115		101		83	3	114	31	37.3%		24		-1	-4.2%
鉄骨・鉄筋家屋建築		26		16		13		18	5	38.5%		5		-2	-40.0%
木造家屋建築		70		63		51	3	70	19	37.3%		14		-3	-21.4%
その他の建設業	1	26	1	21	1	14		28	14	100.0%		3		13	433.3%
4 運輸交通業	1	93	1	94		82		97	15	18.3%		41		13	31.7%
5 貨物取扱業		1		1		1		0	-1	0.0%		1		-1	-100.0%
6-2 林業		41	3	39	3	34	1	33	-1	-2.9%	1	4		2	-50.0%
8 商業	2	194		196		154		155	1	0.6%		65		0	0.0%
13 保健衛生業		126		144		119		188	69	58.0%		44		51	115.9%
14 接客娯楽業		51		60		42		43	1	2.4%		18		1	5.6%
15 清掃・と畜業		37		51		42		27	-15	-35.7%		19		-6	-31.6%
上記以外の事業	1	111		109		89		115	26	29.2%		41		0	0.0%

## 令和3年の建設業労働災害発生状況(管内の11月末)

管内の建設業の災害は、65件発生し、前年を18件上回っています。業種別では、「その他の建設業」が前年比で5.3倍と大幅に増加し、「土木工事業」も30%の増加となっています。「墜落・転落災害」や「新型コロナウイルス感染症に係る災害」が目立っていますが、前者の災害のうち、「脚立」と「はしご」によるものが4割弱を占めています。引き続き、「墜落・転落災害防止対策」の徹底をお願いします。また、「新型コロナウイルス感染症対策」の徹底もお願いします。

## 建設現場年末無災害運動について

本年も昨年に引き続き12月を、「建設現場年末無災害運動月間」と定め、建設現場の安全対策強化をお願いします。

例年12月は工事現場が繁忙期に入り、また降雪期を迎え、作業環境が厳しくなることに伴って、災害の増加が懸念されますので、現場の状況を踏まえた安全への配慮が必要です。

本通信が読まれる頃には、月間も終盤となっていることと思いますが、「重点実施事項」をご確認の上、年が明けても、引き続き万全な対策をお願いします。



無災害でお願いします 秋田労働局・各労働基準監督署

## 重点実施事項

- (1) 経営トップの災害防止に関する方針表明等
- (2) 安全衛生管理体制の整備
- (3) 墜落・転落災害の防止
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策
- (5) 建設機械・クレーン等災害の防止
- (6) 土砂崩壊災害の防止
- (7) 転倒災害の防止
- (8) 感電災害の防止
- (9) 交通労働災害の防止

## STOP! 冬季労働災害

県内では、これから、積雪や寒冷により路面が凍結し、屋外通路や駐車場、出入口等で、転倒災害が多発する時季を迎えます。また、冬道運転での車のスリップや、吹雪等の視界不良による交通事故が発生しやすくなります。さらには、屋根等の除排雪作業の際の墜落・転落災害や内燃機関等の使用による一酸化炭素中毒の発生も懸念されます。

冬季の労働災害を防止するためには、職場の安全衛生委員会等を活用して職場巡視等を行い、冬季災害に対する職場の取組や意識について再確認の上、冬季災害に係るリスクアセスメントの実施により、危険要因を事前に排除することが重要です。

また、積雪や凍結等により、現場の工期、施工方法等の再検討が必要なケースも考えられますので、作業の中断、工法の変更等、発注者と協議しつつ柔軟に対応しましょう。

実施の際は、「冬季労働災害防止取組期間」を定め、厳しい冬の環境を乗り越えましょう。なお、具体的な対策については、裏面を参考にしてください。



**STOP! 転倒災害**  
プロジェクト

# STOP！冬季労働災害

## 凍結路面等での転倒災害防止

- ◆ 駐車場、事業場敷地内、出入口等の滑りやすい場所を確認し、「転倒危険マップ」を作成し、危険箇所の表示(見える化)を行うなど、労働者に周知する。
- ◆ 凍結等で滑りやすい場所(出入口等)には、ヒートマット等を設置する。
- ◆ 小さな歩幅で靴の裏全体を着けるなど滑りを意識した歩行、滑りにくい靴の選定、両手で荷物を抱えたり、ポケットに手を入れての歩行をしない。
- ◆ 通路等は、融雪剤等の凍結防止対策を行う。
- ◆ 夜間等で、凍結路面等の見えにくい場所は、照明の照度を上げる等の対策を行う。

## 転倒災害多発場所 ワースト3

7時～10時に多発



危険箇所への表示



ヒートマットの設置

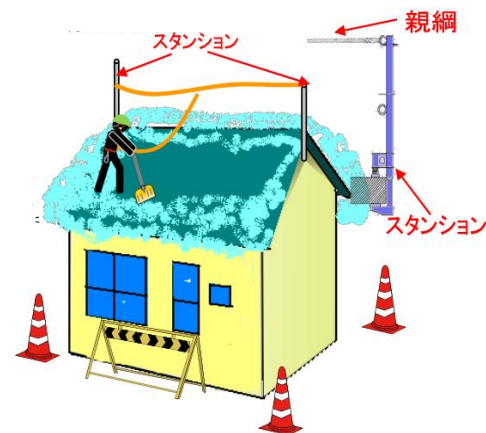
## 凍結路面等での交通災害防止

- ◆ 凍結しやすい橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前は、スピードを落とし、徐行運転。
- ◆ 時間と心に余裕をもち、スリップ等の原因となる急ハンドル、急ブレーキ、急発進はしない。
- ◆ 災害事例等を参考に、走行する道路等について「交通危険マップ」を作成し、労働者に周知する。



## 雪下し、除排雪作業での災害防止

- ◆ 「雪下し作業計画」等を作成し、高所作業は、親綱を設置の上、墜落制止用器具を使用する。保護帽も着用する。
- ◆ 移動はしごの滑り止め、転移防止措置を行う。
- ◆ 除排雪機械との接触防止のため、関係者以外の立入禁止又は誘導員を配置する。誘導員は反射材を身に着ける。
- ◆ 除排雪機械を使用する際、防寒衣類による機械等の誤操作防止を図り、氷雪が詰まった時は、エンジンを停止させ、雪かき棒を使って対処する。



安全な雪下し作業

## 雪捨て場等での災害防止

- ◆ 重機やダンプ等の作業に係る作業計画を作成し、転落防止のための運行経路の確保やポール等で路肩を明示する。
- ◆ 重機等の作業区域に作業員が立ち入らないよう立入禁止措置や誘導員を配置する。誘導員は反射材を身に着ける。

## 内燃機関等による一酸化炭素中毒予防

- ◆ 通風が不十分な場所で、発電機等の内燃機関や練炭コンロを使用しない。やむを得ず使用する場合は、関係者への周知・教育、立入禁止措置を行う。立入禁止箇所での作業再開の際は、換気を十分に行い、一酸化炭素濃度を測定し、安全を確認する。災害発生時の二次災害防止のため、空気呼吸器等を用意する。
- ◆ 屋内で燃烧式暖房器具を使用する際は、適切な換気を行う。



換気とCO濃度測定